

委員会

3月17日の本会議で各委員会に付託された案件の審査を、3月18日から24日に3つの常任委員会と1つの特別委員会で行いました。委員会の審査で行われた主な質問と答弁を要約して紹介します。

問 地球規模の温暖化が進行する中で、今なぜ、この時期に「草津市熱中症の予防に関する条例」を廃止するのか。

答 夏季には熱中症嚴重警報発令が連日続くことや、発令しない時期であっても熱中症にかかれる方がおられること、一方マスク等でも熱中症の呼びかけが積極的に行われるような状況になってきた。そのような中で、取り組みを行って5年という一つの節目に事業を見直し、警報発令を中止することとしたが、現条例が警報発令を手段として組み立てができており、警報発令をやめることにより、条例そのものが体をなさない状況が生まれてくることから、総合的に判断して廃止を決

問 草津市国民健康保険税条例の一部改正について、現行の国保制度の一刻も早い改正、あるいは国から地方自治体への補助金等の増額の要望を今までも行ってこられたと思うが、これからこういった取り組みを行うのか、また今回提案されている国保税の値上げを柔軟に見直していくつもりがあるのか伺う。

答 従来から国保制度の構造的な問題について、制度改正を各省庁に要望してきた。今後も国に対して強く要望を続けていきたい。税率については、一部の加入者のみの負担が重くならないように、均衡が取れた形で引き上げしかできない。

問 新規事業として、熱気球搭乗体験事業費補助金予算が80万円計上されている。“観光資源の新たな魅力を発掘し、誘客力を高める”とあるが、誘客には単発的な取り組みではなく、継続的な取り組みが有効であり、なにより“おもてなしの心”が必要である。この事業を機会に草津市全体の観光につなげる取り組みが必要と考えるがどうか。

答 草津市観光物産協会の提案事業であり、気流の安定する7月の午前中に烏丸半島において実施を予定している。時期的に本市の観光資源の一つであるハスの開花時期と重なることもあり、空からハスの群生地を見ていただくものであるが、誘客事業の一つとして、事

問 草津市国土利用計画には、土地利用上の基本的課題として、“人口減少を見据えたまちづくり”があがっているが、平成32年までの人口増加を見込んだ上で、どうされようとしているのか。またその方向性や指針はどこに表されるべきものなのか伺う。

答 人口増加が見込まれる計画期間中は、市街化区域内の空閑地を活用していくのと、それでも不足する分についてののみ市街化区域を拡大していくものであり、いたずらにインフラ整備を拡大していくものではない。具体的な方向性等については、総合計画と開発調整業務の中で対応していくこととなる。

総務常任委員会

定した。しかし、熱中症の予防啓発の重要性は認識しており、さらに強力に進めていきたいと考えている。

問 核不拡散条約(NPT)再検討会議への使節団派遣の内容は。参加、発言の機会は確保されているのか。

答 使節団としては、市民の代表として草津市平和祈念フォーラム実行委員会から2人、事務局が1人、ツアーコンダクターが1人、通訳が1人の計5人で、旅費、諸経費を含め136万2千円を計上している。現地では、平和市長会議主催の会議があり、各市の発言機会が与えられる予定であるため、発言の機会の確保に努めながら、草津市の取り組みをアピールしていきたい。

文教厚生 常任委員会

問 草津市古希祝金および長寿祝金条例の一部改正について、条例改正によって、昨年までは給付対象であった方が給付されなくなる場合がある。いつまでも給付をお待ちになる方がおられることがないように、しっかりと周知するための方法を伺う。

答 少子高齢化等により給付対象者が大幅に増加してきた。そういった現状も含め、高齢者の関係者が属する老人クラブ等の団体の総会において、今年の祝金の給付に混乱が生じないように周知していきたい。

産業建設 常任委員会

前に十分なPRを行い集客につなげたいと考えている。また、結果的に有効な施策と判断できれば、来年度の実施も検討していきたい。

問 昨年2月から水道サービスセンターが稼働し、一部の業務を委託しているが、どれだけの効果があったのか伺う。

答 督促状の納期1ヵ月後の領収額で比較すると約7%、金額にして318万円増となったほか、職員3名の減につながった。他市の状況からも、2年3年後に徐々に効果が上がるようであり、更なる実績・効果の向上に努めていきたい。

総合計画 特別委員会

問 国土利用計画の想定人口が13万5千人であるのに対し、今回変更しようとしている都市計画マスタープランは13万9千人のままとなっている。両計画の位置付け、整合性はどのように考えているのか。

答 現在の都市計画マスタープランは、これまでの第4次草津市総合計画と第3次の草津市国土利用計画と整合を図り、策定されたものである。当時のトレンドから想定した人口が13万9千人であり、この数値は、算定期間ごとに異なることが考えられるが、今回の都市計画マスタープランの改正は一部改正であり、人口想定まで変えるものではない。